

平成26年8月5日  
福島河川国道事務所

## 特殊車両の指導取締の実施について

一定の大きさや重さを超える車（特殊車両）を通行させることは、原則として禁止していますが、道路管理者がやむを得ないと認めた時に限り、通行許可証を発行し、その通行を認めています。

福島河川国道事務所では、道路構造の保全や交通の危険防止の観点から、特殊車両通行許可が適正に履行されているかを確認し、違反車両に対して必要な措置を命じることを目的として、定期的に特殊車両の指導取締を実施しております。

今回、下記のとおり、福島市飯坂町中野地内の国道13号におきまして、福島北警察署の協力のもと、特殊車両の指導取締を行います。

### 記

日 時	平成26年8月5日（火）14時00分～16時00分（予定） ※天候等の事情により中止になる場合があります。
場 所	国道13号 中野車両検測所（福島市飯坂町中野地内）
協力警察署	福島北警察署
留意事項	業務の都合上、取締予定の報道解禁は、取締日の16時以降とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 なお、取締時のカメラ取材は可能です。

発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ

問い合わせ先
国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
TEL 024-546-4331（代表）
副所長（道路）赤坂 浩（内線205）
道路管理課長 小山 行則（内線431）

特殊車両の通行について (参考)

# 違反者の名称や違反内容の公表を開始します

平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締り要領」の一部改正が行われ、平成25年3月1日より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに又は許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。

## 重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

軸重が制限(10t)の2割超過(12t)

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台分以上!!!

損傷(鋼材破断)の実例→(国道23号 木曾川大橋)

## 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

## 「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
- ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。  
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

➤インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご理解下さい】申請から許可まで、各道路管理者による確認のために時間を要します。  
重量物や長大物の輸送依頼の際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。

【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。  
これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)